

まちづくり基本条例 みんなで作る岩見沢

問合せ 市民連携室市民連携係 ☎ 35-4267



市民

- まちづくりの主体であることを自覚し、積極的に参加するよう努める
- 発言や行動に責任を持つとともに、互いの意見や行動を尊重する
- 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識する
- 地域社会との調和を図りながら、まちづくりの推進に寄与するよう努める

情報共有

互いにまちづくりに関する情報を伝え合い、共有する

参加

市民は自主的かつ積極的にまちづくりに参加する

協働

相互理解と信頼関係を築き、協働でまちづくりを進める



議会

- 市長などによる事務の執行を監視・けん制し、市民の意思を政策に反映させる
- 議会活動に関する情報を市民に提供し、開かれた議会運営に努める
- 市全体のまちづくりの視点を持って、公正かつ誠実に職務を遂行する



市長など

- 公正かつ誠実な市政を執行する
- 市民の意思を反映した市政運営を進める
- 地域社会の課題に的確に対応できる能力を持った職員の育成に努める
- 積極的に市民と連携して職務を遂行する
- 知識、技能などの向上に努める

「市民主体による自主自立のまちづくり」を基本理念とする。岩見沢市「まちづくり基本条例」。これは、まちづくりの担い手である市民、議会、市長などが、それぞれの役割と責務を果たしながら、協力してまちづくりを進めていくための基本ルールを定めたものです。皆さんの身近な行動がまちづくりにつながります。それぞれの役割を改めて確認してみましょう。

「市民主体による自主自立のまちづくり」は、皆さんの一歩から

広報いわみざわを読む、市ホームページを見る、説明会や講座で話を聞く、地域の活動に参加するなど、参加・協働にはさまざまな形があります。小さな取り組みでも、できる範囲で参加や活動することが、より良いまちづくりにつながります。皆さんが、何気なく取り組んでいることでも、まちづくりに参加していることになりました。その取り組みをさらに広げて、より良い岩見沢にしていきたいと思います。

まちづくり支援窓口

まちづくり基本条例に定める「まちづくりへの市民参加、を促進するため、市内で活動する個人・団体の活動をサポートしています。まちづくりに関する相談対応や登録した団体などの情報発信支援、イベントや補助金といった市民活動に役立つ情報を収集・提供しています。



市民や町会・自治会活動、まちづくり支援の相談をワンストップでお受けします。どこに相談していいかわからない場合、まずは市民連携室にご相談ください。関係部署、関係機関をご案内します。

電話での相談・問合せ

【市民の相談、各種専門相談】

市民連携室市民相談・交通防犯係 ☎ 35-4269

【パートナーなどからの暴力に関する相談】

市民連携室男女共同参画担当 ☎ 35-4271

【町会・自治会活動、まちづくり支援に関する相談】

市民連携室市民連携係